

○安来市要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金交付要綱

令和3年6月1日

告示第116号の2

改正 令和4年1月24日告示第8号

令和5年3月31日告示第55号の6

令和6年3月22日告示第54号

(目的)

第1条 市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第7条第2号又は第3号の規定により、耐震診断結果の報告が義務付けられた民間の通行障害既存耐震不適格建築物であるものについて、当該建築物の耐震診断等に要する費用を補助することにより、建築物の耐震化を促進することを目的として地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱（令和3年3月31日付け国住街第222号、国住市第155号）に基づき、安来市要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則（平成16年安来市規則第53号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の別添第1「建築物の耐震診断の指針」に示す方法により建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に規定するいずれかの者が行う地震に対する建築物の安全性の評価をいう。

(2) 耐震補強設計 耐震診断の結果に基づき、地震に対して安全な構造となるよう行う建築物の耐震改修工事の設計又は建て替えに伴う新築工事の設計をいう。

(3) 耐震改修等 耐震改修、建て替え又は除却をいう。

- (4) 第三者判定機関 島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則
(平成26年島根県規則第42号) 第3条第1号に規定する第三者判定機関をいう。
- (5) 緊急輸送道路 島根県建築物耐震改修促進計画又は安来市建築物耐震改修促進計画において、耐震改修促進法第5条第3項第2号又は第6条第3項第1号に規定する道路として指定した道路をいう。
- (6) 通行障害既存耐震不適格建築物 耐震改修促進法第5条第3項第2号又は第6条第3項第1号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物をいう。
- (7) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進法第7条各号に規定する要安全確認計画記載建築物をいう。
- (8) 建築確認 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認をいう。
- (9) Is 構造耐震指標をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次条に規定する要安全確認計画記載建築物の所有者(共有名義の建築物にあっては、共有者全員の合意により選出された者)
- (2) 市税の滞納がない者

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業は、耐震診断事業、耐震補強設計事業及び耐震改修等事業とする。

2 補助対象事業は、別表第1に掲げる要件を満たさなければならない。

(補助対象事業費、補助金の額及び補助対象限度額)

第5条 補助対象事業費、補助金の額及び補助対象限度額は、別表第2のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業着手の前に要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとする場合においては、その交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金交付申請取下願（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助事業内容の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合においては、速やかに要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助金の額の算定に関わる変更以外のものをいう。）については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助金変更承認申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、適當であると認めたときは、速やかに補助金の交付の変更の決定を行い、要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止する場合においては、あらかじめ要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金中止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助事業中止承認申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、適當であると認めたときは、速やかに事業の中止の承認を行い、要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金中止承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遂行等)

第11条 補助事業者は、この告示の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他法令等に基づく市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならず、補助金を他の用途に使用してはならない。

(完了実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業実績報告書（様式第8号）に別表第4に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、書類の内容を審査し、その報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、速やかに補助金の額を確定し、要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、補助事業者と補助対象事業に関する契約を締結した者が補助事業者の委任を受け、補助金交付の請求及び受領を行う代理受領の取扱いについては、安来市建築物等関連事業に係る補助金代理受領制度要綱（令和6年安来市告示第3号）の定めるところによる。

(書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けた補助事業の実施状況等を明らかにした書類その他必要となる図書を整備し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助対象費用の例外)

第16条 申請者が当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を控除する者である場合は、補助事業に係る消費税等相当額は、補助対象費用に含めることができない。

2 補助対象費用に消費税等相当額を含めている場合において、この告示に基づく補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等の有無について、建築物耐震化促進事業に係る消費税等仕入控除税額等報告書（様式第11号）により、第13条の規定による通知を受けた年度の翌年度の6月30日までに報告しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの告示に違反したとき。
- (3) 前条の報告において補助金返還額が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消し等を行ったときは、要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金取消通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により交付決定の取消し等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金返還命令書（様式第13号）により、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（その他）

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第15条、第17条及び第18条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（令和4年1月24日告示第8号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年1月24日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の様式については、令和4年3月31日までの間は、従前の様式によることができる。

附 則（令和5年3月31日告示第55号の6）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日告示第54号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業区分	補助対象事業
1 共通	<ol style="list-style-type: none">1 対象となる要安全確認計画記載建築物が、緊急輸送道路に接する敷地に建築された通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）であること。2 交付申請書の提出日の属する年度内に完了するものであること。
2 耐震診断事業	<ol style="list-style-type: none">1 対象となる建築物について、耐震診断が未実施であること。2 耐震診断の結果が適切であることを第三者判定機関が判定すること。
3 耐震補強設計事業	<ol style="list-style-type: none">1 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。2 対象となる建築物について、過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けて耐震補強設計を実施していないこと。

	<p>3 耐震補強計画が地震に対して安全な構造であることを第三者判定機関が判定するものであること。</p> <p>4 建て替え後の住宅及び建築物は、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合する計画とすること。</p>
4 耐震改修等事業	<p>1 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。</p> <p>2 建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。</p> <p>3 耐震補強計画が地震に対して安全な構造であることを第三者判定機関が判定したものであること。</p> <p>4 耐震改修又は建て替えについて、地震に対して安全な構造となること（除却する場合を除く。）。</p> <p>5 建て替え後の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。</p>

別表第2（第5条関係）

補助対象事業費	補助金の額 (千円未満の端数は切り捨てる。)	補助対象限度額
1 耐震診断に要する費用	補助対象事業費の合計額	<p>1 床面積1,000m²以内の部分は3,670円/m²にその部分の面積を乗じた額</p> <p>2 床面積1,000m²を超えて2,000m²以内の部分は1,570円/m²にその部分の面積を乗じた額</p> <p>3 床面積2,000m²を超える部分は1,050円/m²にその部分の面積を乗じた額</p> <p>4 設計図書の復元及び第三者判定機関の判定等の</p>

		通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、前3号の規定により求めた額に157万円を限度として加算することができる。
2 耐震補強 設計に要する費用	補助対象事業費の合計額に6分の5を乗じて得た額	<p>1 床面積1,000m²以内の部分は3,670円/m²にその部分の面積を乗じた額</p> <p>2 床面積1,000m²を超えて2,000m²以内の部分は1,570円/m²にその部分の面積を乗じた額</p> <p>3 床面積2,000m²を超える部分は1,050円/m²にその部分の面積を乗じた額</p> <p>4 第三者判定機関の判定等の通常の耐震補強設計に要する費用以外の費用を要する場合は、前3号の規定により求めた額に157万円を限度として加算することができる。</p>
3 耐震改修 等に要する費用	補助対象事業費の合計額に15分の11を乗じて得た額	<p>1 住宅（マンションを除く）の耐震改修工事費は、3万4,100円/m²にその部分の面積を乗じた額</p> <p>2 マンションの耐震改修工事費は、5万200円/m² (Isの値が0.3未満相当である場合は、5万5,200円/m²) にその部分の面積を乗じた額</p> <p>3 建築物の耐震改修工事費は、5万1,200円/m² (Isの値が0.3未満相当である場合は、5万6,300円/m²) にその部分の面積を乗じた額</p> <p>4 建て替え又は除却を行う場合は、耐震改修工事費相当額</p>

別表第3（第6条関係）

事業区分	添付書類
1 共通	<p>1 現況写真（補助対象建築物、周囲の状況がわかるもの）</p> <p>2 附近見取図</p> <p>3 現況配置図及び現況平面図（補助対象建築物について、建築確</p>

		<p>認年月日、面積及び補助対象部分を明示すること。)</p> <p>4 建築物の高さと緊急輸送道路からの距離の関係及び道路幅員が確認できる図面（現況立面図、現況断面図等）</p> <p>5 補助対象部分が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたことを証する書類</p> <p>6 昭和56年6月1日以降の増改築の状況を証する書類</p> <p>7 当該建築物の所有者であることを証する書面（登記事項証明書等）</p> <p>8 当該建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面（申請者が区分所有者の代表者である場合は、代表者であることが確認できる書類及び耐震診断の実施に係る総会の議決書並びに管理規約の写し等）</p> <p>9 事業費の根拠となる書類（見積書、積算書等）</p> <p>10 市税の滞納がない旨を証明する書類</p> <p>11 その他市長が特に必要と認める書類等</p>
2 耐震診断事業	1 島根県要安全確認計画記載建築物耐震診断補助事業交付要領（平成29年島根県施行）に基づく「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」	
3 耐震補強設計事業	<p>1 耐震診断結果表（現状のIs値等が確認できるもの）の写し</p> <p>2 第三者判定機関の耐震診断結果の判定等の写し</p> <p>3 島根県要安全確認計画記載建築物耐震診断補助事業交付要領に基づく「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」の写し</p>	
4 耐震改修等事業	<p>1 耐震診断結果表（現状及び耐震改修後のIs値等が確認できるもの）の写し</p> <p>2 第三者判定機関の耐震診断結果の判定等の写し</p> <p>3 第三者判定機関の耐震補強計画の判定等の写し又は建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認済証の写し（除却する場合を除く。）</p>	

	<p>4 島根県要安全確認計画記載建築物耐震診断補助事業交付要領に基づく「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」の写し</p> <p>5 設計図書</p> <p>6 建て替えの場合は、省エネ基準に適合していることが分かる図面・計算書</p>
--	---

別表第4（第12条関係）

事業区分	添付書類
1 共通	<p>1 契約書の写し</p> <p>2 領収書の写し</p> <p>3 その他市長が特に必要と認める書類等</p>
2 耐震診断事業	<p>1 関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）</p> <p>2 耐震診断結果報告書の写し</p> <p>3 第三者判定機関の耐震診断結果の判定等の写し</p>
3 耐震補強設計事業	<p>1 設計図書</p> <p>2 耐震補強計画結果報告書の写し</p> <p>3 第三者判定機関の耐震補強計画の判定等の写し</p> <p>4 対象事業が建築基準法第6条又は第6条の2の規定による確認を受けた場合は確認済証の写し</p> <p>5 建て替えの場合は、省エネ基準に適合していることが分かる図面・計算書</p>
4 耐震改修等事業	<p>1 竣工図書</p> <p>2 工事写真（着工前、工事中）</p> <p>3 完成写真</p> <p>4 対象事業が建築基準法第7条又は第7条の2の規定による完了検査を受けた場合は検査済証の写し</p> <p>5 建築物除却届の写し</p> <p>6 工事監理報告書（建て替えの場合は、省エネ基準の適合確認をしたもの）</p>

